

周防大島町人事行政の運営等の状況の公表

「周防大島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、その概要を公表します。町では行財政改革の一環として職員数の適正管理、人件費等の削減に取り組んでいます。取組内容について町民の皆様にご理解いただくため、給与等の状況についてお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況

区分	年	27		28		29		30	
	部門	職員数	対前年 増 減	職員数	対前年 増 減	職員数	対前年 増 減	職員数	対前年 増 減
一般 行政 部門	議会	2	0	2	0	2	0	2	0
	総務	73	△ 2	72	△ 1	69	△ 3	67	△ 2
	税務	16	0	16	0	15	△ 1	15	0
	民生	29	△ 1	31	2	31	0	25	△ 6
	衛生	30	0	30	0	28	△ 2	27	△ 1
	労働								
	農林水	18	△ 1	18	0	19	1	19	0
	商工	11	0	11	0	10	△ 1	11	1
	土木	7	△ 1	7	0	7	0	7	0
	小計	186	△ 5	187	1	181	△ 6	173	△ 8
特別 行政 部門	教育	24	△ 1	23	△ 1	22	△ 1	21	△ 1
	消防								
	小計	24	△ 1	23	△ 1	22	△ 1	21	△ 1
普通会計の計		210	△ 6	210		203	△ 7	194	△ 9
公営 企業 等会 計部 門	病院	249	△ 2	265	16	275	10	281	6
	水道	9	2	10	1	13	3	13	0
	交通	5	0	5	0	5	0	4	△ 1
	下水道	10	0	11	1	10	△ 1	9	△ 1
	その他	118	0	116	△ 2	113	△ 3	110	△ 3
小計	391	0	407	16	416	9	417	1	
総合計		601	△ 6	617	16	619	2	611	△ 8

※再任用（常勤勤務）職員を含みます。

※その他職員は、国保・介護保険等に従事する職員です。

(2) 職員採用と競争試験の状況（平成 30 年 4 月 1 日採用）※病院事業局を除く。

7 人

(3) 職員の退職の状況（平成 29 年度）※病院事業局を除く。

定年退職 9 人 普通退職 11 人

(4) 再任用職員の状況（平成 30 年 4 月 1 日採用）※病院事業局を除く。

常勤勤務 1 人 短時間勤務 3 人

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況（平成30年度当初予算額）

	職員数 (A) 人	給与費				1人当たりの給与費(B/A) 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末勤勉手当 千円	計(B) 千円	
一般会計	200	774,734	114,742	304,795	1,194,271	5,971
特別会計	40	142,476	15,844	54,900	213,220	5,331

※地方公営企業法を適用している病院事業並びに水道事業を除く。

(2) 人件費の状況（平成29年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 平成30年4月1日現在	歳出額(A) 千円	実質収支 千円	人件費(B) 千円	人件費率 (B/A) %
16,561人	13,907,595	552,025	1,914,405	13.8%

(3) 初任給の状況（平成30年4月1日）

区分(初級試験)	一般行政職	技能職	医療職	現業職
高校卒	149,400円	144,800円	169,400円	132,400円
大学卒	171,300円	165,300円	199,000円	148,900円

(4) 平均給料月額・平均年齢の状況

一般行政職（平成30年4月1日）	
平均給料月額	327,687円
平均年齢	44.2歳

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日）

区分	10年以上～15年未満	15年以上～20年未満	20年以上～25年未満
一般行政職	240,371円	314,575円	334,891円

(6) 級別職員数の状況（平成30年4月1日）

区分	標準的な職務内容	一般行政職		全職種	
		職員数	構成比	職員数	構成比
7級	部長級	9人	4%	10人	2%
6級	課長級	22人	9%	27人	4%
5級	班長級	40人	17%	55人	9%
4級	主幹級	27人	12%	60人	10%
3級	主査級	73人	31%	129人	21%
2級	主任級	18人	8%	190人	31%
1級	主事・技師級	45人	19%	140人	23%
計		234人	100%	611人	100%

(7) 職員手当の状況（平成30年4月1日現在）※期末・勤勉手当は平成29年度支給割合

手当	区分	周防大島町		国	
		期末	勤勉	期末	勤勉
期末手当 勤勉手当	支給月数	期末	勤勉	期末	勤勉
	6月期 ()再任用	1.225 (0.650)	0.85 (0.40)	1.225 (0.650)	0.85 (0.385)
	12月期 ()再任用	1.375 (0.800)	0.85 (0.40)	1.375 (0.800)	0.95 (0.435)
	計 ()再任用	2.60 (1.45)	1.70 (0.80)	2.60 (1.45)	1.80 (0.82)
	その他 加算措置	職制上の段階、職務の等級による加算措置あり			
退職手当	支給月数	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875
	勤続25年	28.0395	33.270750	28.0395	33.270750
	勤続35年	39.7575	47.709	39.7575	47.709
	最高限度額	47.709	47.709	47.709	47.709
	その他 加算措置	定年前早期退職特例措置 2~20%		定年前早期退職特例措置 2~45%	
扶養手当 (月当たり)	① 配偶者	① 10,000円		① 6,500円	
	② 子	② 8,500円/人		② 10,000円/人	
	③ 父母等	③ 6,500円/人		③ 同左	
住居手当 (月当たり)	① 持ち家	① 0円		① 同左	
	② 借家	② ・家賃23,000以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円以上 (家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 (最高27,000円)		② 同左	
通勤手当 (月当たり)	① 交通機関	① 70,000円(支給限度額)		① 55,000円	
	② 交通用具	② 距離制 2,000円~25,100円		② 距離区分が異なる 2,000円~31,600円	

(8) 特殊勤務手当・時間外勤務手当の状況（平成29年度決算額）

手当名称	区分	状況
時間外勤務手当	支給総額	49,967,110円
	職員1人当たりの支給年額	231,329円
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	1.6%
	支給対象職員1人当たりの平均支給年額	71,250円
	手当の種類	4
	主な手当の名称	社会福祉業務手当等

※地方公営企業法を適用している病院事業並びに水道事業を除く。

(9) 特別職の報酬等の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等	期末手当
給 料	町長	782,000 円	6 月期 1.55 月分 12 月期 1.70 月分 計 3.25 月分 職制上の加算措置あり
	副町長	642,000 円	
	教育長	590,000 円	
	公営企業管理者	590,000 円	
報 酬	議長	282,000 円	
	副議長	226,000 円	
	議員	206,000 円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（※病院事業局を除く。）

(1) 勤務時間について（標準的なもの・平成 30 年 4 月 1 日）

1 週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間
38 時間 45 分	8:30～17:15	12:00～13:00

(2) 休暇制度について

①年次有給休暇

1 年ごとに 20 日付与され、残日数は翌年に繰り越すことができます。

平成 29 年 平均使用日数	8.8 日
----------------	-------

②特別休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

③介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、6 月の範囲内で取得することが可能です。平成 29 年の介護休暇の取得者数は 0 名です。

④育児休業等

職員が 3 歳に満たない子を養育するため、当該子が 3 歳に達する日まで、育児のために休業等を行うことが認められる制度です。

平成 29 年度育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者（人）	部分休業取得者（人）
男性職員	1	
女性職員		
計	1	

上段は平成 29 年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が平成 29 年度以前から 29 年度にかけて引き続いている者の数です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況（※病院事業局を除く。）

(1) 分限処分者数（平成 29 年度）

	降任 (人)	免職 (人)	休職 (人)	降給 (人)	計 (人)
勤務成績がよくない場合					0
心身の故障の場合			7		7
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由の場合					0
計	0	0	7	0	7

※分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合に公務能率を高めるため、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

(2) 懲戒処分者数（平成 29 年度）

	戒告 (人)	減給 (人)	停職 (人)	免職 (人)	計 (人)
法令に違反した場合					0
職務上の義務違反・職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行					0
監督責任					0
計	0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、勤務関係の秩序を維持するため、職員の服務義務違反に対して科する制裁処分です。

5 職員のサービスの状況（※病院事業局を除く。）

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第 30 条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第 32 条）、信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）、秘密を守る義務（同法第 34 条）、職務に専念する義務（同法第 35 条）、政治的行為の制限（同法第 36 条）、争議行為等の禁止（同法第 37 条）、営利企業等の従事制限（同法第 38 条）など、職務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。ただし、「周防大島町職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成29年度における承認件数の内、厚生事業に参加する場合（健康診断）が273件となっています。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています（地方公務員法第38条）。任命権者の許可の基準は、「周防大島町営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則」に定められています。

平成29年度における許可件数は2件となっています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（※病院事業局を除く。）

(1) 職員の研修実施状況（平成29年度）

研修区分	研修数	受講者数	内容等
一般研修	8件	57人	山口県人づくり財団
特別研修	12件	21人	山口県人づくり財団
派遣研修	1件	1人	山口県山口ゆめ花博推進室
	1件	1人	柳井市商工観光課
	6件	7人	全国市町村国際文化研修所
	1件	5人	広島市職員研修
主催研修	1件	46人	人権教育研修
計	30件	138人	

7 職員の福祉の状況（※病院事業局を除く。）

(1) 健康管理事業（平成29年度）

内 容	受診者等
定期健康診断	124人
人間ドック	149人
衛生委員会	0回

(2) 公務災害補償（平成29年度）

件数
1件（うち通勤災害0件）

8 公平委員会の報告事項

公平委員会とは、中立的・専門的な人事機関として、町長等の任命権者の人事権の行使をチェックする機能をもった機関で、主に、職員の給与、勤務時間等の勤務条件に関する措置の要求に対する審査や、職員への不利益な処分についての不服申立てに対する裁決を行うこととなっています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 29 年度における勤務条件に関する措置の要求はありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 29 年度における不利益処分に関する不服申立てはありません。